別表第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項を次のように改める。

三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇三・二〇	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇三・三一	その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの	無税
三〇〇三・四一	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税
三〇〇三・四二	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇三・四三	プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇三・四九	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇三・六〇	その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	無税
三〇〇三・九〇	その他のもの	無税
三〇〇四・〇四	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税
三〇〇四・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇四・二〇	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・三一	その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・三二	インスリンを含有するもの	無税
三〇〇四・三九	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・四一	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四二	プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四三	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇四・四九	その他のもの（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・五〇	その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・六〇	その他のもの	無税
三〇〇四・九〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	無税
三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	無税
三一〇三・一一	五酸化二りん（P_2O_5）の含有量が全重量の三五％以上のもの	無税
三一〇三・一九	その他のもの	無税

別表第三一・〇三項中「三一〇三・一〇」を「三一〇三・一一」に、「無税」を「無税　三一〇三・一九　その他のもの　無税」に改める。

別表第三七・〇五項を次のように改める。

三七・〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	無税
三七〇五・〇〇		無税

別表第三八類の号注1中「第三八〇八・五〇号には、次の物品」を「第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物品の一以上」に、「アルドリン（ＩＳＯ）」を「アラクロール（ＩＳＯ）、アルジカルブ（ＩＳＯ）、アルドリン（ＩＳＯ）、アジンホスメチル（ＩＳＯ）」に、「二臭化エチレン（ＩＳＯ）」を「エンドスルファン（ＩＳＯ）、二臭化エチレン（ＩＳＯ）」に、「ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）並びにその塩及びエステル」を「ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド」に、「第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ＩＳＯ）」を「第三八〇八・五九号には、ベノミル（ＩＳＯ）」に改め、同号注中2を4とし、1の次に次のように加える。

2　第三八〇八・六一号から第三八〇八・六九号までには、アルファ―シペルメトリン（ＩＳＯ）、ベンジオカルブ（ＩＳＯ）、ビフェントリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、シフルトリン（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、エトフェンプロックス（ＩＮＮ）、フェニトロチオン（ＩＳＯ）、ラムダ―シハロトリン（ＩＳＯ）、マラチオン（ＩＳＯ）、ピリミホスメチル（ＩＳＯ）又はプロポキスル（ＩＳＯ）を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

3　第三八二四・八一号から第三八二四・八八号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）、トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェート、アルドリン（ＩＳＯ）、カンフェクロル（ＩＳＯ）（トキサフェン）、クロルデコン（ＩＳＯ）、ＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、エンドスルファン（ＩＳＯ）、エンドリン（ＩＳＯ）、ヘプタクロル（ＩＳＯ）、マイレックス（ＩＳＯ）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）、ペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）、ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル

別表第三八・〇八項中「しん」を「芯」に、「三八〇八・五〇」　この類の号注1の物品